

## 漁業法改正に伴う新たな資源管理について

### 国の方針

#### 【目的】

この法律は、漁業が国民に対して水産物を供給する使命を有し、かつ、漁業者の秩序ある生産活動がその使命の実現に不可欠であることに鑑み、水産資源の保存及び管理のための措置並びに漁業の許可及び免許に関する制度その他の漁業生産に関する基本的制度を定めることにより、水産資源の持続的な利用を確保するとともに、水面の総合的な利用を図り、もって漁業生産力を発展させることを目的とする。（法第1条）

#### 【資源管理の基本原則】

- ・ 水産資源の保存及び管理は、漁獲可能量（TAC）による管理を行うことを基本としつつ、必要な場合には、漁獲可能量による管理以外の手法による管理を合わせて行うものとする。（法第8条第1項）
- ・ 漁獲量の管理は、水産資源を採捕しようとする者に対し、船舶等ごとに水産資源の採捕をすることができる数量を割り当てること（漁獲割当て）により行うことを基本とする。（法第8条第3項）
- ・ 漁獲割当てを行う準備の整っていない場合は、漁獲量の総量を管理することにより行うものとする。（法第8条第4項）

#### TAC管理対象魚種

- ・・・サンマ、マアジ、マイワシ、サバ類、スルメイカ  
クロマグロ、（ズワイガニ）、（スケトウダラ）  
（将来的に6割→8割（漁獲量ベース）を目指す）

### 県の考え方

- ・ 本県においては、沿岸・沖合海域において多種多様な漁業が営まれていることから、資源管理を効果的・効率的に進めていくため、国の進める漁獲可能量の管理を基本に、漁業者による自主的な管理などを組み合わせて実施していく。
- ・ 漁獲可能量の管理は、漁獲量の総量の管理により行うこととする。なお、将来的に、科学的知見の集積、漁獲量等の報告体制の整備等が整えば、関係する漁業者の了解を得た上で、「漁獲割当て」について検討するものとする。
- ・ TAC魚種の拡大については、漁業者の理解と協力を得られることが前提であり、国に対し、漁業者への説明を十分に行うとともに、慎重に検討するよう求める。
- ・ 県資源管理方針等については、本県の水産資源の特性及び漁業実態等を踏まえ、現行制度の内容を基本に策定することとする。